

フロン排出抑制法施行に関する説明会（開催案内）

2015年4月1日から全面施行の予定である「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）は従来の「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収破壊法）のようにフロン類の回収及び破壊を促進する法律から、フロン類の生産から使用・再生・廃棄のライフサイクル全てに渡るフロン類の排出を抑制する法律へと大きく転換します。

今回の法改正は広範囲に渡っており、フロン類を使用する製品が対象であることから、従来の特定製品（第1種、第2種）に加え、法の規制事項によっては冷凍空調機器の家庭用も対象になります。また、フロン製造業者、フロン類を使用する機器の製造業者（含む輸入業者）、機器の管理者、第1種フロン類充填回収業者、第1種フロン類再生業者、フロン類廃棄業者それぞれに守るべき基準や役割が定められており、事前に対処すべき事項も多くあります。

このため、法施行の周知徹底を図る目的で、環境省・経産省からの受託事業としてJRECO、日設連が管理者及び第1種フロン類充填回収業者向けの説明会を全国50か所にて順次開催しています。日冷工でも、法の趣旨及び具体的な運用上の注意点などの周知を図るために会員企業向けにフロン排出抑制法の概要説明会を以下の通り開催いたします。

記

主 催	一般社団法人 日本冷凍空調工業会
日 時	平成26年12月12日(金)
	第一部 (開場9:30) 開演 10:00 ~ 12:30
	第二部 (開場 13:30) 開演 14:00~16:30
	*****第1部と第2部は同じ内容です。*****
場 所	機械振興会館 地下3階 研修室 2
対 象	日冷工 正会員・特別会員及び賛助会員会社社員限定
受講料	無料
申 込	日冷工総務部 (soumu@jraia.or.jp) 宛て会社名、所属、氏名、連絡先（メール）及び、第一部第二部のどちらを希望するかを記載して、メールにてお申込み下さい。
ご質問事項	事前にご質問がある場合は、申込みの際のメールに記載して頂いて結構です。
申込期限	11月27日(木) 17:00 但し、各々定員になり次第締め切りとさせて頂きます。 会場の都合上、定員制とさせて頂きますので、必ず事前に申込みをお願い致します。

プログラム（講師名は仮）

<第一部>

1	フロン排出抑制法の概要説明	経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室	10:00 ～ 10:40
< 休憩 >			10:40～10:50
2	管理者、第1種充填回収業者、機器製造業者の守るべき判断の基準と役割	一般社団法人 日本冷凍空調工業会 技術部 部長 松田 憲兒	10:50 ～ 12:00
3	質疑応答		12:00 ～12:30

<第二部>

1	フロン排出抑制法の概要説明	経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室	14:00 ～ 14:40
< 休憩 >			14:40～14:50
2	管理者、第1種充填回収業者、機器製造業者の守るべき判断の基準と役割	一般社団法人 日本冷凍空調工業会 技術部 部長 松田 憲兒	14:50 ～ 16:00
3	質疑応答		16:00 ～16:30

以上